

都道府県・ 政令指定都市名	09 栃木県
------------------	--------

時点:2025年4月1日(特に記述のある場合を除く)

## 問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 ( 室 ) 名	生活文化スポーツ部人権男女共同参画課		
担 当 職 員 数	9	人	(専任 7 人、兼任 2 人)

## 問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	栃木県男女共同参画推進本部		
設 置 年 月 日 ( 西暦 )・根 拠	1996年7月9日 根拠: 栃木県男女共同参画推進本部設置要綱		
長 の 役 職	知事		

## 問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮 問 機 関 、懇 談 会 等 の 名 称	栃木県男女共同参画審議会		
設 置 年 月 日 ( 西暦 )	2003年4月1日		
構 成 員	19 人 (女性 12 人、男性 7 人)		

## 問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 ( 西暦 )	2021 年 4 月 ~	2026 年 3 月
名 称	とちぎ男女共同参画プラン[5期計画]	
改定・見直しの予定時期	2026年4月	未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	2	

## 問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	栃木県男女共同参画推進条例	
	公 布 日(西暦)	2002年12月27日	
	施 行 日(西暦)	2003年4月1日	
	最 終 改 正 日(西暦)	2018年4月1日	
	改 正 内 容	審議会の委員の任期を変更	
	改正が予定されている場合、改正予定期(西暦):	年	月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:	
	2. 特に検討していない		

## 問6 審議会等委員への女性の登用

目 標 値	調査時点コード (西暦) 2025 年度まで	40 %	1:2025年4月1日 2:その他(西暦)
根 拠	とちぎ行革プラン2021、とちぎ男女共同参画プラン五期計画(令和3(2021)年2月)		
目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法第202条の3に基づく審議会等		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード 1	審議会等数( 71 )うち女性委員を含む審議会等数( 71 )	
	延総委員等数( 1,136 )延女性委員等数( 450 )	女性比率( 39.6 )	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード 1	審議会等数( 71 )うち女性委員を含む審議会等数( 71 )	
	延総委員等数( 1,136 )延女性委員等数( 450 )	女性比率( 39.6 )	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード 1	審議会等数( 36 )うち女性委員を含む審議会等数( 36 )	
	延総委員等数( 681 )延女性委員等数( 250 )	女性比率( 36.7 )	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード 1	審議会等数( 8 )うち女性委員を含む審議会等数( 7 )	
	延総委員等数( 51 )延女性委員等数( 15 )	女性比率( 29.4 )	
目標値以外の目標設定			
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1 有の場合、1. 公表 2. 非公表 2
	人材名簿が有る場合	掲載人数 434 人 ( 2025 年 4 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無) 委員の公募(1. 有 2. 無)	1 1 そ の 他 [ ]

## 問7 女性公務員の採用・登用状況

## 問7-1 管理職の在職状況

			調査時点コード		1:2025年4月1日		2:その他(西暦)		女性管理職の内訳					
			管理職総数 (人) (A)=(C+E+G)	うち女性管理職数 (人) (B/A)	女性比率 (%)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
						(人) (C)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人) (E)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人) (G)	うち女性数(H)	女性比率(%)
本庁	計	278	41	14.7	22	1	4.5	32	2	6.3	224	38	17.0	
	うち一般行政職	145	27	18.6	15	1	6.7	21	1	4.8	109	25	22.9	
支庁・地方事務所等	計	257	30	11.7	5	1	20.0	25	4	16.0	227	25	11.0	
	うち一般行政職	98	17	17.3	3	1	33.3	11	3	27.3	84	13	15.5	
全体	計	535	71	13.3	27	2	7.4	57	6	10.5	451	63	14.0	
	うち一般行政職	243	44	18.1	18	2	11.1	32	4	12.5	193	38	19.7	
再掲	警察関係	81	1	1.2	4	0	0.0	0	0	0	77	1	1.3	
	教育委員会	60	14	23.3	6	1	16.7	0	0	0	54	13	24.1	

## 問7-2 職務上の地位別職員在職状況

			調査時点コード		1:2025年4月1日		2:その他(西暦)					
			課長補佐相当職 (人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性数(人)	女性比率(%)				
本庁	計	375	67	17.9	688	137	19.9					
	うち一般行政職	143	46	32.2	218	102	46.8					
支庁・地方事務所等	計	531	214	40.3	1,052	282	26.8					
	うち一般行政職	269	175	65.1	336	202	60.1					
全体	計	906	281	31.0	1,740	419	24.1					
	うち一般行政職	412	221	53.6	554	304	54.9					
再掲	警察関係	387	49	12.7	977	99	10.1					
	教育委員会	346	187	54.0	345	186	53.9					

## 問7-3 新規昇任者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

			課長相当職 (人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職 (人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	47	12	25.5	117	23	19.7	161	43	26.7	
	うち一般行政職	20	7	35.0	48	11	22.9	85	34	40.0	
支庁・地方事務所等	計	50	6	12.0	112	50	44.6	194	63	32.5	
	うち一般行政職	31	4	12.9	50	34	68.0	74	37	50.0	
全体	計	97	18	18.6	229	73	31.9	355	106	29.9	
	うち一般行政職	51	11	21.6	98	45	45.9	159	71	44.7	
再掲	警察関係	6	0	0.0	58	8	13.8	65	9	13.8	
	教育委員会	9	4	44.4	72	41	56.9	16	10	62.5	

## 問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経験年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他	
	面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外							
課長相当職	○		○		○	◎	○	○	○		
課長補佐相当職	○		○		○	◎	○	○	○		
係長相当職	○		○		○	◎	○	○	○		

## 問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	2,346	213	9.1
昇格試験	0	0	0.0

## 問7-6 女性公務員の採用状況(2024年4月1日～2025年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
<b>全 体</b>			
うち 上級	245	89	36.3
うち一般行政職	156	64	41.0
うち 上級	123	45	36.6
うち警察関係	91	24	26.4
うち 上級	35	6	17.1

## 問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1. 明記した規定があり、認めている。  
 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。  
 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。  
 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。

問7-8：当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	職員旧姓使用取扱要領
該当部分の条文(本文)	<p>(趣旨)          第1条 この要領は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員が、職務に関し、改姓前の戸籍上の氏を使用すること(以下「旧姓使用」という。)について必要な事項を定めるものとする。          (旧姓使用ができる文書等)          第2条 職員は、次に掲げる文書等について、旧姓使用を行うことができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 職場における呼称</li> <li>(2) 座席表</li> <li>(3) 職員録</li> <li>(4) 胸章</li> <li>(5) 復命書その他栃木県職員服務規程(昭和39年訓令第5号)に別記様式として掲げるものの(採用、休職又は退職に係るものを除く。)</li> <li>(6) 起案文書その他の栃木県文書等取扱規程(平成13年訓令第1号)に別記様式として掲げるもの</li> <li>(7) 前各号に掲げるもののほか、公権力の行使又は公務員としての身分の証明に閑わらない軽易な文書等</li> </ul> <p>(旧姓使用の届出)          第3条 職員は、旧姓使用を行おうとするときは、旧姓使用届(別記様式第1号)により、所属長を経て、人事課長に届け出なければならない。          (旧姓使用的中止)          第4条 前条の申出をした職員が、旧姓使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(別記様式第2号)により、所属長を経て、人事課長に届け出なければならない。</p> <p>(責務)          第5条 所属長は、職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。          2 職員は、旧姓使用に当たり、県民、職員等に誤解や混乱を生じないよう努めなければならない。          (委任)          第6条 この要領に定めるもののほか、職員の旧姓使用に関し必要な事項は、人事課長が別に定める。</p> <p>附 則          この要領は、平成18年1月4日から施行する。</p>

### 問7-9：本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2025年4月1日 2: その他(西暦)

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	うち管理職員数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
41	6	14.6	5	0	0.0

### 問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	とちぎ男女共同参画センター				愛称・通称	パルティ	
設置年月日(西暦)	1996年4月1日				施設形態	1	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：320-0071 住所：栃木県宇都宮市野沢町4-1 電話番号：028-665-7700 FAX番号：028-665-7722 ホームページ： <a href="https://parti.jp/">https://parti.jp/</a>						
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名) <input type="radio"/> 指定管理者(名称：公益財団法人とちぎ男女共同参画財団) その他()						
	2. 事業運営 ○ 直営(担当部局名：とちぎ男女共同参画センター) <input type="radio"/> 指定管理者(名称：公益財団法人とちぎ男女共同参画財団) その他()						
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	18	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	17	人、人	予算額	2025年度 173,460 千円
主な事業	○ 1. 連携・協働(主な事項：交流サロン会議、フェスタinパルティスキルアップ講座(市町との連携により実施)) ○ 2. 広報啓発(主な事項：情報誌「パルティ」、講座案内の発行、新聞広告の掲載) ○ 3. 講座(主な事項：男女共同参画週間県民講座、キャリア・マネジメント講座、ウーマン応援塾、スキルアップ講座、公開講座、出前講座) ○ 4. 相談事業(主な事項：一般相談(電話・面接)、法律相談(面接)、DV法律相談(面接)、カウンセリングルーム(面接)、配偶者暴力相談(電話・面接)、就職相談(電話・面接)、不妊不育症相談(電話・面接・メール)、男性のための電話相談)						
男女共同参画・女性に関するもの							
※ 実施しているもの：○	○ 5. 実態把握(主な事項：男女共同参画社会の実現に向けた各種調査) ○ 6. 調査研究(主な事項：交流サロン会議、女性団体交流会の開催) ○ 7. 国際交流(主な事項：情報ライブラリーの運営、情報レファレンス) ○ 8. 情報収集・提供(主な事項：男女共同参画社会の実現に向けた各種調査) ○ 9. 苦情処理(主な事項：事業開催時の一時保育) ○ 10. その他(主な事項：)						

## 問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	公益財団法人とちぎ男女共同参画財団	基金・基本財産額	38,000 千円
設置年月日(西暦)	1995年6月1日	出資者	栃木県

2つある場合

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

## 問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1 2. 無	問10-2 名称等: 栃木県女性団体連絡協議会	加盟団体数	11
			会員数	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	1 2. 無			
問10-4 活動内容		<input type="checkbox"/> 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 <input type="checkbox"/> 2. 機関誌の発行 <input type="checkbox"/> 3. 広報啓発パンフレット作成 <input type="checkbox"/> 4. その他 [ 内容: ] ※ 実施しているもの: ○		

## 問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの: ○

<input type="checkbox"/> 1. 担当者連絡会議の開催 <input type="checkbox"/> 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 <input type="checkbox"/> 4. 関係情報の収集提供 <input type="checkbox"/> 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 [ 名称 : 概要 : ] <input type="checkbox"/> 7. その他 [ 内容: とちぎ女性活躍応援団の運営 ]
---

## 問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの: ○

## 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

<input type="checkbox"/> 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 <input type="checkbox"/> 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 <input type="checkbox"/> 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
---

## 女性職員の研修受講への配慮

<input type="checkbox"/> 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他 [ 内容: ]
---

## 問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2024年度予算 (千円)	2025年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	319,968	333,798	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.03 %	0.04 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	17,652	23,687	

## 問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

項目の設定

1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
(5) その他(内容: )	

↓ (具体的に実施している内容:○)

具体的な項目	問14-1 1. 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2. 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3. 総合評価落札方式による一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4. その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
	①「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	②女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	③次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	④地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得
⑥管理職に占める女性割合に関する項目				
⑦役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
⑨ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩短時間正社員制度の導入				
⑪男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
⑬その他				

## 問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

選定等の基準	企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)	企業の登録・認定・認証制度		企業の表彰制度
		1	1	
1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○			
2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○		
3 役員に占める女性割合に関する項目	○	○		
4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	○		
5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	○		
6 その他「登用促進等」に関する項目	○	○		
7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○		
8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○		
9 短時間正社員制度の導入	○	○		
10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○		
11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	○			
12 その他				

- 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称 いい仕事いい家庭つづきとちぎ宣言(4、5、7、8、10)、とちぎ働きやすい企業(1、4、5、7、9、10、11)、男女生き活き企業(2、3、4、6、7、8、9、10)
- 「企業の表彰制度」の具体的名称 男女生き活き企業表彰制度(2、3、4、5、6、7、8、9、10)

## 問16 地域における女性活躍推進機関体制の構築状況

1 ある	1	→ 女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的名称 「とちぎ女性活躍応援団」企画委員会
2 現在はないが、今後検討する		

## 問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1 1. 有 2. 無	問17-1 名称 男女共同参画に関する年次報告
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1 定期の場合 1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ( )	

## 問18-1 2025年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
・①県広報媒体による男女共同参画に関する情報提供	①テレビ、ラジオを用いた各種広報		②随時
・②防災ハンドブックによる普及啓発	②平時における備蓄物について、これまでの災害で起きた事例、避難所での過ごし方、避難所での犯罪の実情等を記載したハンドブックを活用し、男女共同参画の視点からの防災について正しい理解を深めることを目的に啓発を実施		
・③パープルリボン啓発事業	③パープルリボングッズの配布	④30名	③11月
・④若い世代向け啓発事業	④固定的な性別役割分担意識の解消を目的とし、高校生を対象に勉強会を実施。勉強会での意見を集約し、小・中学校や高校の児童や生徒、保護者が学校や家庭等で学ぶことができる学習教材を作成		④8月～2月
・⑤とも家事推進・啓発事業	⑤11月22日を栃木県における「とも家事の日」と定め、家事分担や家事時間削減に向けた取組を実施		⑤7月～12月
・⑥とちぎ暴力被害者サポートセンター(とちエール)の周知	⑥夏休み前に県内全ての中学生2年生、高校1年生に周知カードを配布、女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせ11月に県内主要駅にポスター広告・フリーペーパーに広告掲載を実施		⑥6月、11月
・			
2. 表彰			
・①男女生き生き企業認定・表彰制度	①女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組む認定企業の表彰		①12月
・			
3. 講座			
・①男女共同参画週間県民講座	①男女共同参画に対する理解を深めるための講座	①200名	①6月
・②とちぎウーマン応援塾	②様々な分野で活躍する女性の育成	②30名	②7月～10月
・③男女共同参画スキルアップ講座	③地域のリーダーとして活躍できる人材の育成(2回)	③各回30名	③7月、11月
・④キャリア・マネジメント講座	④企業等で活躍が期待される女性の能力開発、意識改革の機会の提供及び企業間ネットワーク構築の支援を目的とした講座	④30名	④7月～12月
・⑤不妊・不育専門相談センター「助産師による相談会」	⑤不妊に関連した悩みや疑問をテーマにした助産師による講演(3回)	⑤各回10名	⑤6、9、12、2月
・⑥女性のための こころのケア講座	⑥DVやパワーハラ、セクハラなどの経験によるこころの傷つきについて考え方でいく講座(10回)	⑥各回15名	⑥5月～1月
・⑦とも育て応援講座	⑦親子での科学実験やおうち性教育、パートナーと一緒に子育てについて考える講座の開催(3回)	⑦各回20～30名	⑦7、9月
・⑧出張セミナー	⑧地域活動団体、学校等において、男女共同参画、DV等についての理解を深めるための講座の実施		⑧随時
・⑨若年層に対する性暴力等被害防止のための出張セミナー	⑨若年層を取り巻く暴力等の問題やその対応方法等について高等学校を対象とした出張セミナー	⑨開催先の学校により異なる	⑨随時
・⑩若者のキャリアデザイン講座	⑩これから社会に出る大学生などを対象として、ワーク・ライフ・バランスや女性の就業継続、男性の家庭参画についての重要性を学ぶ講座	⑩開催先の大学により異なる	⑩随時
・⑪男性の自立支援講座	⑪生きがいや潤いのある生活の実現と男女共同参画社会づくりに向けた県民の自主的な活動を支援する講座(2回)	⑪各回20名	⑪11月～12月
・⑫とちぎ地域女性活躍実践塾	⑫地域で女性が主体的に活動する団体が、地域課題の解決に向けた活動の実践を通して具体的な実施方法を学ぶ研修		⑫6月、8月、2月
・⑬パルティ 30 周年記念講演	⑬男女共同参画への理解促進のため、広く啓発を行う講演を実施		⑬11月
・⑭とちぎ女性リーダー育成事業	⑭企業等における管理職候補の女性に対し、知識や経験の豊富な社外メンターによるメンタリングを実施		⑭9月～2月
・⑮性暴力を考える研修会	⑮教職員等を対象に、児童が性暴力被害者に遭った場合の対応方法等について学ぶ研修会の実施		⑯8月
・			
4. 相談事業			
・①とちぎ男女共同参画センターにおける各種相談	①とちぎ男女共同参画センターにおいて、各種相談を実施		①随時
・			
5. 情報収集・提供			
・①男女共同参画に関する情報提供	①県ホームページ、女性活躍応援サイト「とちぎウーマンナビ」による情報提供		①随時
・			
6. 苦情処理			
・①男女共同参画に関する苦情処理	①課内に窓口を設置し、必要に応じて男女共同参画審議会苦情処理等調査部会で審議		①随時
・			
7. 交流促進			
・			

8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ	①とちぎ女性活躍応援団事業 ②DV被害者等一時保護委託等 ③DV被害者等自立生活支援事業 ④理工系分野における女性活躍促進事業 ⑤とちぎ性暴力被害者サポートセンター(とちエール)運営 ⑥性暴力を考える講演会 ⑦性暴力を考える講座 .	①とちぎ女性活躍応援団の運営(趣旨に賛同する企業や団体を会員として募集・登録、フォーラムの実施、特設サイトの運営) ②DV被害者の一時保護をNPO法人に委託 ③DV被害者の自立に向けた支援や人材育成をNPO法人に委託 ④理工系分野への進路選択の促進及びキャリア形成支援のため、交流会及び講演会の開催、女子中高生等を対象とした企業訪問の実施 ⑤性犯罪・性暴力被害者の心身の負担を軽減し、健康回復を図るとともに、被害の潜在化防止のため、サポートセンターの運営を委託 ⑥一般県民を対象に、性暴力被害者支援の理解促進を目的とした講演会開催を委託 ⑦支援者を対象に、性暴力被害者をサポートする上で必要な知識を習得するための講座開催を委託(2回)	①随時 ②随時 ③随時 ④7月、8月 ⑤随時 ⑥定員100名 ⑦各回定員100名	⑥7月 ⑦8月、9月
9. 国際交流・海外派遣事業	.			
10. 調査研究	.			
11. その他	①パルティ防災フォーラム ②男女共同参画の視点からの被害者支援事業 ③女性向けキャリア支援コンサルタント設置事業 .	①様々なハンディを抱える人が暮らす地域防災について、男女共同参画の視点に立った避難所運営を通じて、だれもが安心できる避難所づくりを共有する ②「男女拳動参画の視点からの災害対応連絡会議」の開催、災害発生時ににおける男女共同参画の視点からの避難所点検の実施等による市町支援 ③結婚・出産・育児等のライフイベントとの両立、キャリアや働き方などの働く女性が持つ様々な悩みに専門のキャリアコンサルタントがオンラインで相談に応じ、女性のキャリアアップやキャリア継続を支援	①30名 ②連絡会議7月 ③100名	①8月 ②連絡会議7月 ③7月～3月

## 問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2025年7月1日)

議会名	栃木県議会事務局	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間  【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	
規定名	栃木県議会会議規則	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	<p>第3条 議員は、公務、疾病、出産(配偶者の出産を含む。)、育児、介護、看護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p>	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他( )	
規定名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、明記した規定の有無		
	1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	
配偶者の出産	1	
育児	1	
家族の看護	1	
家族の介護	1	
疾病	1	
その他	1 やむを得ない事由	
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他 ( )	

規則名	栃木県議会議員ハラスメントの防止に関する要領			
(趣旨) 第1条 この要領は、栃木県議会議員(以下「議員」という。)のハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この要領におけるハラスメントとは、栃木県議会内において、議員が他の議員に対し行ったセクシャルハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びパワー・ハラスメント等をいう。 (議長の責務) 第3条 議長は、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合等、必要な措置を迅速かつ適切に講ずるものとする。 (議員の責務) 第4条 議員は、ハラスメントをしてはならない。 2 議員は、相互の人権を尊重し、ハラスメントの防止及び排除に努めるものとする。 (相談及び苦情の申出) 第5条 ハラスメントを受けた若しくは目撃した議員は、議長に対し、ハラスメントに関する相談及び苦情を書面(電子メールを含む)又は口頭により申し出ることができる。 2 ハラスメントを未然に防止する観点から、ハラスメントの発生の恐れがある場合も同様とする。 (相談及び苦情の対応) 第6条 議長は、ハラスメントに関する相談及び苦情について、関係者に対して事実関係を確認するなど、公正かつ適正に対応するものとする。 (体制) 第7条 副議長は議長を補佐する。 2 議長に対する相談及び苦情申し出の窓口は、議会事務局職員の中から議長が指定する者(以下「指定職員」という。)とする。 3 指定職員は、議員から相談及び苦情を受けた場合は、速やかに議長に報告するものとする。 4 指定職員は、議長及び副議長の指示に従い、事実関係の確認及びそれに基づく対応に関する事務を遂行するものとする。 (秘密の保持) 第8条 議員及び指定職員は、ハラスメントの当事者のプライバシーを保護し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。 (雑則) 第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。				
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容				
ハラスメント防止に関する議員向け研修				
1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	3			
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定				
1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。				
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	3			
1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。				
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況				
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1			
規則名	議員の氏名表記(通称使用)について ※議会内の申し合わせによる			
条文本文				
1 通称(ひらがな表記等)使用の範囲 (1)通称は以下の表記のみ限定的に認める。 ア 公職選挙法施行令第88条第8項で認められた立候補届出に使用した通称名 イ 婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、氏を改めた者の婚姻等の前の戸籍上の氏 (2)使用的範囲は、原則として議会内部で使用する場合(議会広報、氏名柱、登庁表示システム、会議録署名、議長・委員長名の公文書など)とする。 (3)対外的な公式文書や法令等に基づくもの(保険、報酬等の支給など)については、戸籍による氏名を使用することとする。 2 申し出の方法、期限 当選後速やかに議長あてに、通称名使用の申出書を提出すること。				
政治分野の男女共同参画のために実施していること				

**問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け**

1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)[ ]	計画、指針名	栃木県地域防災計画 水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第3章 第6節 第4の2の(8) P.95 女性専用相談窓口の開設・運営に当たっては、とちぎ男女共同参画センターなどを積極的に活用する。
該当部分の規定		

2025年度調査より以下の設問(問21～問24)が新設されました

問21 災害対策本部への女性職員の配置状況

本部員の総数 (本部長を含む)	16 人	うち女性数	1 人	女性比率	6.3 %
--------------------	------	-------	-----	------	-------

問22 本庁職員(防災・危機管理担当部局、男女共同参画担当部局に限らず庁内全職員)に対する男女共同参画の視点からの  
防災・復興をテーマにした研修の実施状況

2	1. 実施している 2. 実施していない
---	-------------------------

問23 男女共同参画センターの設置根拠

※問8で「1. 有」と回答された場合、本設問にご回答ください。

(「男女共同参画・女性のための総合的な施設」の設置がされていない場合は、本設問への回答は不要です。)

1	1. 条例 2. 条例以外(要綱など)	{	}
---	------------------------	---	---

問24 これまで独立行政法人 国立女性教育会館(NWEC)主催の研修に参加するなど、業務上の関わりはありましたか。

1	1. あり 2. なし
---	----------------

調査時点コード: 1

1. 2025年4月1日 2. その他(西暦) ( )

## 問26. 都道府県における首長等の状況

知 事	2 1. 女性 2. 男性 任期: 2004年12月9日 ~ 2028年12月8日
副 知 事	2 人 (女性 0 人、 男性 2 人)

## 問27. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	都道府県防災会議(会長を含む)	53	10	18.9	
	都道府県防災会議(委員のみ)	52	10	19.2	
内 証	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	16	1	6.3	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	1	100.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	1	0	0.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行つ指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	23	3	13.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	5	5	100.0	
2	国土利用計画地方審議会	16	8	50.0	
3	土地利用審査会	7	3	42.9	
4	都道府県交通安全対策会議	21	4	19.0	
x	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	21	4	19.0	
	7 精神医療審査会	20	8	40.0	
x	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
	9 都道府県医療審議会	20	4	20.0	
	10 准看護師試験委員会	7	5	71.4	
x	11 麻薬中毒審査会				
	12 地方社会福祉審議会	14	5	35.7	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	15	7	46.7	
	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	5	45.5	
	15 国民健康保険審査会	9	5	55.6	
x	16 都道府県農業共済保険審査会				
	17 都道府県森林審議会	14	5	35.7	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	15	7	46.7	
	19 建築審査会	7	3	42.9	
	20 都道府県建築土審査会	7	3	42.9	
	21 都道府県都市計画審議会	20	4	20.0	
	22 開発審査会	5	3	60.0	
	23 私立学校審議会	14	6	42.9	
x	24 石油コンビナート等防災本部				
x	25 公害健康被害認定審査会				
x	26 硫素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
	27 都道府県児童福祉審議会	20	9	45.0	
x	28 地方港湾審議会				
x	29 土地区画整理審議会				
	30 教科用図書選定審議会	16	9	56.3	
	31 介護保険審査会	13	7	53.8	
	32 都道府県固定資産評価審議会	11	5	45.5	
	33 感染症の診査に関する協議会	30	15	50.0	
	34 警察署協議会	164	71	43.3	
	35 土地収用事業認定審議会	5	3	60.0	
x	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会				
	37 都道府県国民保護協議会	49	7	14.3	
	38 地方独立行政法人評価委員会	8	4	50.0	
x	39 市街地再開発審査会				
x	40 都道府県職員委員会				
x	41 自然再生協議会				
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
	43 後期高齢者医療審査会	9	3	33.3	
	44 留置施設観察委員会	4	1	25.0	
	45 傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	23	7	30.4	
	46 指定難病審査会	9	1	11.1	
	47 小児慢性特定疾病審査会	7	1	14.3	
	48 行政不服審査会	12	6	50.0	
x	49 地域医療対策協議会				
x	50 幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関				
x	51				
x	52				
x	53				
x	54				
x	55				
	合 計	681	250	36.7	
	女性委員0の審議会数	0			

## 問28. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	2	50.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	4	26.7	
7	収用委員会	7	2	28.6	
8	海区漁業調整委員会				
9	内水面漁場管理委員会	10	3	30.0	
合 計		51	15	29.4	
女性委員0の委員会数		1			